

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

運 営 規 程

医療法人みずほ会

介護付有料老人ホーム ケアビレッジたかおか

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

運営規程

第1章 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

第1条 医療法人みずほ会が開設する介護付有料老人ホーム ケアビレッジたかおか（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「従業者」という。）が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護付有料老人ホーム ケアビレッジたかおか

(2) 所在地 高知県土佐市高岡町乙 2641

TEL : 088-852-7790

FAX : 088-852-7792

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長）1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員1名以上

入居者の生活相談、家族、身元引受人からの相談に適切に応じるとともに苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

(3) 看護職員2名以上

入居者の健康状態に常に注意し、看護業務内での処置、健康管理、保健衛生指導等の看護業務を行う。

(4) 介護職員10名以上

入居者の自立の支援、日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な介護を行う。

尚、看護職員を含めた合計数が常勤換算方法で前年度入居者数を基に、算出された常勤基準を満たす人員を配す。

(5) 機能訓練指導員1名以上

入居者に対し、その心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者1名以上

介護支援専門員の有資格者の者をあて、入居者の状態等を踏まえて、特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した特定施設サービス計画を作成する。

(7) 事務職員1名以上

施設会計、財産管理、庶務等の業務に従事する。

2 前項に定める従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

第3章 入居定員及び居室数

(入居定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 介護付有料老人ホーム ケアビレジたかおか(一般型特定施設入居者生活介護) 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は50名とする。
- (2) 居室数50室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は介護居室50室(全室個室)とする。
- (3) 一時介護室は全ての居室が介護専用居室(一時介護居室は介護居室を兼ねる)のため設置なし。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格・要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確認することができる。

第5章 サービスの提供

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第8条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- 2 事業所は、自ら入浴が困難な入居者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴もしくは清拭を行う。

- 3 事業所は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立を促すために必要な援助又はオムツを使用せざるを得ない入居者のオムツの取替えを行う。
- 4 入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行う。
- 5 事業所はそのほか、入居者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、夜間等を含む24時間看護師等への相談、連絡体制を整える。

(介護居室を他の介護居室に移る場合の条件及び手続)

第9条 特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の提供状況を基に、介護居室での介護を行う上で他の介護居室への移動が適切であると判断した場合、必要に応じて医師の意見を基に、利用者家族の意向を確認のうえ、介護居室の変更を行う場合がある。

- 2 現介護居室から他の介護居室への住み替えが必要となった場合には、変更先の居室の概要、提供サービスの内容について利用者、家族への説明を行い、同意を得たうえで変更を行う。

(特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の作成)

第10条 事業所の管理者は、計画作成担当者に、特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当する計画作成担当者は、特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成担当者は、特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、特定施設及び介護予防特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連携を継続的に行い、特定施設及び介護予防特定施設サービス計

画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

- 第11条 事業所は、要介護及び要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身及び機能の維持、回復を図り、入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 サービスを提供するに当たって、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
 - 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その特定施設及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
 - 4 事業所は、サービスを提供するに当たって、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業所は、従業者がサービスを提供するに当たって、入居者本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急のやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際、入居者の心身の状況並びに緊急のやむを得ない理由を記録する。
 - 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設及び介護予防特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(相談及び援助)

- 第12条 事業所は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(健康管理)

- 第13条 事業所の看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- 2 事業所は入居者に対し入居時及び年2回以上の健康診断を定期的に提供するものとし、この場合の費用は有料とする。

(利用料及びその他の費用)

- 第14条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した

場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合はその負担割合額に応じたものとする。

- 2 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが必要と認められるものについては、その実費を徴収する。
- 3 上記以外の利用料その他費用については重要事項説明書（別添「介護サービス等の一覧表」）に明記された額の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第6章 留意事項

（喫煙・飲酒）

第15条 喫煙・飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙・禁酒とする。

（衛生保持）

第16条 入居者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努める。

（禁止行為）

第17条 入居者は、事業所で次の行為は禁止とする。

- （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （2）けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- （3）事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- （4）指定した場所以外で火気を用いること。
- （5）故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はそれを持ち出すこと。
- （6）入居者は、居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。
- （7）事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- （8）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- （9）サービス利用中に施設内で職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載することを行ってはならない。

(施設利用に当たっての留意事項)

第18条 当施設利用の際に留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 飲酒、暴力、暴言行為等諸問題により、他の入居者に迷惑をかけた、事故が予測される場合には退居をお願いすることがある。
- (2) 外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て管理者の許可を得て行う。
- (3) その他入居生活上のルールを定め、重要事項説明書にて説明の上、契約書により同意を得るものとする。

第7章 従業員のサービス規程と質の確保

(従業員のサービス規程)

第19条 従業員は、介護保険関係法令及び事業所の定める諸規定、個人情報保護法を厳守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、サービスに当たっては、常に以下の事項に留意する事とする。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、業務効率の向上に努める。

(衛生管理)

第20条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行う。

- 2 従業員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は感染症の予防及び蔓延の防止のため、指針の整備や委員会の開催、責任者を設置する等、必要な整備を行うとともに、従業員に対し感染予防対策を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じる。

(従業員の質の確保)

第21条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行う。

- (1) 認知症の入居者への対応及びケア
- (2) 入居者のプライバシー保護
- (3) 食事介助
- (4) 入浴介助
- (5) 排泄介助
- (6) 移動介助
- (7) 清拭及び整容

- (8) 口腔ケア
- (9) 虐待に関すること
- (10) 倫理及び法令順守に関する研修
- (11) プライバシー保護の取り組みに関する研修
- (12) 認知症及び認知症ケアに関する研修
- (13) ターミナルケアに関する研修 (年2回)
- (14) 身体拘束等適正化の取り組みに関する研修 (年2回)
- (15) 非常災害時の対応に関する研修
- (16) 高齢者虐待防止関連法を含む虐待防止に関する研修 (年2回)
- (17) 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修
- (18) 介護予防及び要介護度進行予防に関する研修
- (19) 緊急時の対応に関する研修 (福祉用具含む)
- (20) 事故発生または再発防止に関する研修 (福祉用具含む)

(個人情報の保護)

第22条 事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また従業者が退職後も同様とする。

- 2 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合、又は当施設退居後に入居者の情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。
- 3 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 4 事業所は、個人情報の保護に係る規程を掲示する。

第8章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第23条 従業者は、入居者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係機関等に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

- 2 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害の賠償をすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからず事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第24条 従業者は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他の緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

*火災訓練 年2回以上

*地震・津波訓練 2ヶ月～4ヶ月に1回

*風水害訓練（暴風・豪雨・土砂災害等を想定） 年1回以上

3 非常災害用の整備は常に有効に保たれるよう留意する。

4 事業所は、感染症蔓延や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

（地域との連携）

第25条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

（勤務体制等）

第26条 事業所は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう勤務体制を定める。

2 従業者は、身分を証するネームプレートを常時携帯しなければならない。

（記録の整備）

第27条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（相談・苦情処理）

第28条 事業所は、入居者及びその家族等からの相談・苦情を迅速適切に対応するため、相談・苦情受付窓口の設置等必要な措置を講ずる。

2 事業所は、サービスに関する入居者及びその家族等からの苦情に関して、高知県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、高知県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(身体拘束等)

第29条 入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとし、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合の手続き、対応策については「身体拘束廃止に関する指針」の定めによるものとする。

- 1 サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得る。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、さらに実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を3ヵ月に1回開催すると共にその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、身体拘束廃止に取り組む。

(利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための取り組み)

第30条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針の整備や委員会の開催、責任者を設置する等必要な整備を行うとともに、従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- 4 職員のストレス対策に努める(メンタルヘルスに配慮した職員面接、ストレスマネジメントに関する研修など)。
- 5 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備に努める。

(高齢者虐待の防止)

第31条 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。

ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。

イ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備、その他的高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

ウ 同法第21条の規定に基づき、従業者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに市町村へ報告すること。

- 2 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置

を講じます。

- ① 研修を通じて従業者の法制度への理解、介護技術の向上、認知症等の知識向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 職員のストレス対策に努めます（メンタルヘルスに配慮した職員面接、ストレスマネジメントに関する研修）。
- ⑤ 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備に努めます。

（掲示）

第32条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料、防災対策マニュアル（概要）、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（協力医療機関等）

第33条 事業所は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

協力医療機関： 朝倉医療クリニック・須崎医療クリニック・土佐市立土佐市民病院

協力歯科医療機関： ふくしまデンタルクリニック・岡林歯科医院

（運営懇談会）

第34条 事業所は懇談会を施設長、職員及び入居者、第三者的立場にある学識経験者等を構成メンバーとし、懇談会を3月に1回開催する。

- 2 開催の都度、議事録を作成しホーム内に掲示し5年間保管する。

（損害賠償）

第35条 入居者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（運営についての留意事項）

第36条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項の改定等については、運営懇談会の意見を聴き、医療法人みずほ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 事業所は、特定施設介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員、理学療法士、作業療法士等、保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた

めに必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成27年7月1日より施行する。

改定：平成28年5月1日

改定：平成30年1月1日

改定：平成30年4月1日

改定：平成31年2月14日

改定：令和3年4月1日

改定：令和4年10月1日

改定：令和6年4月1日